

事業所(新規・更新)指定時の兼務可能な職種数について

令和 6 年 5 月 22 日
宝塚市介護保険課

これまで宝塚市では、事業所指定時の従業員の兼務可能な職種数について、明文化していないものの、兵庫県の方針等に倣い、「2 職種まで可能」と指導してきたところです。

令和 6 年度介護保険制度改正において、管理者の責務及び兼務範囲の明確化等の方針が示されたことに伴い、兵庫県(阪神北県民局)及び阪神各市の状況も踏まえて、令和 6 年 7 月以降の宝塚市指定事業所における兼務職種数について、次のように見直します。

令和 6 年 6 月まで:事業所従業員等の兼務可能な職種数「2 職種まで」

令和 6 年 7 月から:兼務可能な職種の数を定めない(指定基準のとおり)

※指定基準や、加算取得の場合は加算要件を満たしていることが前提です。

留意事項

令和 6 年 7 月以降は、兼務可能な職種の数を定めませんが、次のように取り扱います。

- ・ 新規、更新指定申請時に 3 職種以上の兼務が予定されている場合には、申請者に対して、事業所の管理に本当に支障がないのか(事業所において事故やトラブルなどの緊急事態が発生した場合に、すぐに対応できるのか)、利用者の処遇に問題はないか、などを口頭(窓口や電話等)で確認する。極端な事例は、支障ありと判断する場合もある。
- ・ 運営指導(実地指導)において、運営面での指摘が複数あった場合や、監査による指摘を行った場合については、事業所の管理上支障が生じていると考えられることから、指摘事項の改善が見られるまで、兼務の解消を指示するとともに、指定更新時に兼務を認めない。
- ・ 県又は市へ苦情が相当数寄せられた場合や、利用者への虐待が発生した場合、重大な事故が発生した場合は、兼務状況を含めて事業所の運営状況について確認する。

【その他】

管理者、従業員の兼務については「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等の基準省令、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」等の基準省令に関する解釈通知をご確認ください。なお、管理者については次のように規定されています(例:訪問介護の場合)。

基準省令(例:訪問介護)

(管理者)

第 6 条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第 28 条 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 (略)

解釈通知(例:訪問介護) ※下線部分は今回改定箇所

(3) 管理者(居宅基準第 6 条)

指定訪問介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。(以下略)

① 当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等としての職務に従事する場合

② 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定訪問介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合(この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合(施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。)、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定訪問介護事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。)

【問い合わせ先】

宝塚市健康福祉部介護保険課 給付担当

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

電話:0797-77-2136

E-mail: m-takarazuka0050@city.takarazuka.lg.jp